

令和4年2月16日

生徒・保護者 各位

青森県立青森南高等学校
校長 中道 哲

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための
休業措置等について（お知らせ）

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和4年2月15日付けで青森県教育委員会から下記の内容で
通知があり、令和4年2月15日（火）～2月28日（月）までの間、下記により休業等の措置
を講じていくことになりました。

生徒及び保護者の皆さまには、引き続き感染症対策への御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 体調不良者への対応（児童生徒）

(1) 体調不良者がいる場合

体調不良者は登校を控え（出席停止）、症状がなくなってから48時間以上経過した後、登校を可能とする。

(2) 体調不良者が同一学級に複数（在籍数の概ね20～25%程度）いる場合

当該学級は3日間（土日、休日を含む）の臨時休業とする。

(3) 臨時休業の措置を講じている学級が複数ある場合

学年又は全校の臨時休業について、学校における感染状況等を踏まえ判断する。

2 陽性（保健所が陽性とみなした場合を含む。）が判明した場合の対応（児童生徒）

(1) 陽性判明者が感染可能期間に登校している場合

① 当該学級は、陽性判明者の最終登校日の翌日から5日間（土日、休日を含む）の臨時休業とする。

② 当該学級において、陽性判明者の接触者（以下に掲げる「接触者」参照）以外は体調に異常がなければ6日目からの登校を可能とする。

(2) 陽性判明者と接触があったと考えられる者

陽性判明者と感染可能期間に接触があったと考えられる接触者は、陽性判明者との最終接触日の翌日から7日間の出席停止とし、症状がなければ8日目からの登校を可能とする。

(3) その他、保健所から指示がある場合は、その指示に従うこと。

「接触者」

- ・マスクを着用していても15分以上手の届く距離で会話をした者
- ・会話を伴って一緒に食事をした者
- ・マスクを着用していても呼吸が荒くなるような運動を共にした者
- ・その他、仲の良い友人等、普段から比較的近い距離で接している者